

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項又は第五十一条の二十五第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者又は指定一般相談支援事業者から次のとおり変更した旨の届出がありました。

平成二十八年七月八日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害福祉サ ービスの種 類又は一般 相談支援事 業者	変更年月 日
株式会社ま りん	生駒郡平群町大 字越木塚六〇六	ケアステー ションまり ん	（変更前） 生駒郡平群町 大字越木塚六 〇六 （変更後） 大和高田市曾 大根一―一三 ―一四	居宅介護 重度訪問介 護	平成二十 五年五月 一日
株式会社萬 葉	桜井市大字金屋 一〇二―五	（変更前） 万葉介護サ ービスセン ター （変更後） まんよう	（変更前） 桜井市大字河 西七七五 （変更後） 桜井市大字粟 殿一〇二九― 三	生活介護	平成二十 七年十二 月二十八 日

株式会社萬葉	桜井市大字金屋 一〇二―五	(変更前) 万葉介護サ ービスセン ター (変更後) まんよう	桜井市大字栗 殿一〇二九― 三	短期入所	平成二十 七年十二 月二十八 日
医療法人岡谷会	奈良市西木辻町 二〇〇	岡谷会ホー ムヘルプス テーション 郡山	(変更前) 大和郡山市新 町三〇五―九 二 (変更後) 大和郡山市新 町三〇五―七 〇	居宅介護 重度訪問介 護 行動援護 同行援護	平成二十 八年二月 十二日
社会福祉法人萌	大和郡山市小泉 町七三―一	生活支援セ ンターぴあ ぽくと	(変更前) 橿原市久米町 六六四―一 神宮駅前ビル 四階 (変更後) 橿原市久米町 九〇六―二	地域移行支 援 地域定着支 援	平成二十 八年三月 一日
株式会社自立カンパニー	御所市大字五百 家一六―一	(変更前) 定食工房創 作亭 (変更後) おいしさ工	(変更前) 五條市小和町 一六〇三―一 (変更後) 御所市大字五	就労移行支 援(一般型)	平成二十 八年三月 一日

	株式会社自 立カンパニ		株式会社そ ら		
	御所市大字五百 家一六一一		生駒郡安堵町大 字西安堵五八四 一五		
房 m i n o r i	(変更前) おいしさ工 房 m i n o r i (変更後) 定食工房創 作亭		ワークショ ップそら		
百家一六一一	(変更前) 御所市大字五 百家一六一一 (変更後) 五條市小和町 一六〇三一		(変更前) 大和郡山市筒 井町一三〇二 一五 (変更後) 磯城郡川西町 大字結崎九四 九一一		
	就労継続支 援(B型)		生活介護		
	平成二十 八年三月 一日		平成二十 八年三月 七日		